

# 商 工 会 ニ ュ ー ス



令和5年1月発行

## 商工会長 新年のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。平素は商工会事業へのご理解とご協力を賜りますことを厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は新型コロナウイルスの影響は弱まったように感じましたが、未だ下げ止まりは無く、経済に大きな影響を及ぼしております。また、世界情勢は不安定な状況にあり、円安、原油価格の高騰による物価上昇が私たち事業者にも重くのしかかっております。本年度から始まりますインボイス制度は、消費税非課税事業者だけでなく課税事業者にも影響を与えると考えております。また社会変革の中デジタルトランスフォーメーション、所謂DXは我々の事業、生活に欠かせないものとなりました。これら環境のなか精華町商工会は職員一丸となり、頑張る会員様を支援させていただき決意であります。

結びに令和5年が皆様にとって良い年でありますように祈念申し上げまして、新年のご挨拶と致します。

精華町商工会 会長 田尻儀久

## 年末調整について

従業員を雇っておられる事業所の皆様、12月分源泉所得税(納付)の期限は令和5年1月10日(火)迄となっております。

(納期の特例を提出している場合は令和5年1月20日(金)迄) 税理士指導の下、商工会でもお手伝いしております。詳しくは商工会事務局までお問合せ下さい。



## 令和5年10月からインボイス制度が始まります

インボイスとは売り手が発行する請求書や領収書など(適格請求書)に消費税の登録番号が入ったものです。買い手はインボイスを保存していないと消費税の仕入税額控除を受けることができません(本則課税の場合)。

《インボイスの対応は事業者ごとに大きく変わってきます》

自社が課税事業者(本則課税・簡易課税)か非課税事業者か。

取引先が課税事業者(本則課税・簡易課税)か非課税事業者か、消費者か。

また今後の取引にも大きく関わってきます。

インボイススタート(令和5年10月1日)と同時に登録を受けるには原則令和5年3月31日までに申請が必要です。

対応にお悩みの方は国税庁インボイス特設サイトやチャットボット(AI活用24時間対応)、担当税理士対応の商工会納税相談会等をご利用下さい。



## 令和5年 賀詞交歓会 ご報告

### ◆新春ご挨拶会

開催日時 : 令和5年1月5日(木) 15時~16時半

開催場所 : けいはんなプラザ

内 容 : 京都府山城振興局 副局長、精華町長、町議会 議長、国会議員 議員による祝辞

ご歓談

SSC 会員によるプレゼン

(SSC、中川登記測量事務所、グリーンハ〜モニー)

会員参加 62名、来賓・招待者参加 36名



## 償却資産税の申告について

令和4年1/2~令和5年1/1の間に償却資産の購入をされた、又は売却・処分された事業所は京都地方税機構に申告の必要があります。申告書は機構のホームページからダウンロードもしくは直接請求が必要です。ご注意下さい。

## 新入会員のご紹介

1.事業所名 2.代表者(敬称略) 3.業種 4.住所

1.家工房 木津精華店 2.小出敏樹 3.リフォーム業 4.精華台2丁目16番地2

1.Shuttle Bros.株式会社 2.松尾聖信 3.情報サービス業 4.光台5丁目18番地1

## 事業予定 R5年1月～3月

開催日時	内容	場所
1/8、15、22、29、2/12	BSC(広域)主催創業塾	木津川市商工会館
1/11	年末調整相談会(商工会員対象) ※要予約	商工会館
1/11、16、27	女性部 IT セミナー ～パソコン・スマホなんでも相談会～ 女性部員外も大歓迎!!	商工会館
1/17	令和4年1月理事会	商工会館
1/19	Goope セミナー(自社 HP を作成しよう)	商工会館
1/23	事業計画作成後個別相談会	商工会館
1/26	60歳からの経営戦略セミナー	商工会館
1/26	相楽優良従業員表彰、講演会(BSC主催)	木津川市商工会館
2/20	事業実績評価委員会	商工会館
3/1、6	確定申告納税相談会	商工会館
3/28	3月理事会	商工会館

## 京都府テレワーク推進センターのご紹介

テレワークの導入支援はもとより就労環境改善や業務改善など、多様な働き方や働き方改革に関する相談やアドバイスを行っています。さらにデジタル人材として活躍を目指す方への研修の実施、求人企業とのマッチング、そして人材確保にお悩みの事業者と求職者をつなぐお手伝いもしています。

企業のデジタル化・DX化ってどう進めればいいのか? ...とお悩みの方はぜひお問い合わせください。

京都府テレワーク推進センター TEL:075-746-5252

## 商工会費 第3期分 納入のご案内

令和4年度第3期分は令和5年2月20日(月)にご指定の銀行口座よりお引落し致します。ご準備宜しくお願い致します。

お振込みの事業所様は同じく令和5年2月20日(月)が振込期限となっております。又、振込手数料不要の口座お引落にご協力いただけますようお願い致します。

(京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫がご利用いただけます)

## 『精華町事業継続支援給付金』が新設されました

◆コロナ禍における物価高騰や資材不足の影響を受ける町内事業者に対し、事業継続と経営安定を支援するために給付金が新設

◆申請期間 令和5年3月15日まで

◆対象者 次の要件を満たす町内中小企業者・小規模事業者・個人事業主

- ①直近の決算期(法人)・令和3年分申告(個人)について売上金額(営業収入)が100万円以上かつ全収入の過半を占めていること
- ②R4.10.1時点で精華町内に住所・事業所を有し、今後も事業継続意思のある者
- ③事業活動において物価高騰や資材不足等の影響を受けている者

◆支給金額 中小企業 5万円 小規模事業者・個人事業者 3万円  
ただし、1事業所につき1回限り

※詳しくは町産業振興課にお問い合わせください TEL:0774-95-1903

## 毎年恒例 納税相談会

派遣税理士ご指導の下、例年通り決算申告相談会を開催致します。

個人事業主の方であればご相談いただけます。

申告でお悩みの方はご利用下さい。皆様早目のご準備をお勧めします。

日時:令和5年3月1日(水)10:00～16:00

令和5年3月6日(月)10:00～16:00

※事前予約制です。詳しくは、同封の案内をご覧ください。



編集後記 : 新年あけましておめでとうございます。昨年の新年は穏やかにスタートしたものの、2月末からのロシアによるウクライナ侵攻が勃発し世界中に大きな衝撃と影響を与えました。これにより小麦をはじめ様々な原材料の調達が困難となり、いまだ高騰を続けている状況です。このような先行きの不透明な状況のもとではありますが、新型コロナウイルスの感染対策を継続しつつ、経済を成長させる為、今後も会員様と一緒に取組んでいきたいと思っております。コロナウィルスとの共存に対応しながらしっかりと足元を固め事業継続に向けて全力でご支援いたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

精華町商工会 事務局長 石原順